

(証券コード5956)
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目4番9号

トーソー株式会社

取締役社長 八重島 真人

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第86回 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.toso.co.jp/ir/memo/#soukai>



電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。「銘柄名（会社名）」に「トーソー」または「コード」に「5956」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」の順に選択して、ご覧ください。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席なさらない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使**くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 会議室
※本年の定時株主総会は、前回とは異なる会場での開催となります。
場所は末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第86期(自2025年4月1日至2026年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第86期(自2025年4月1日至2026年3月31日)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合には、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。
 - ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には法令および当社定款第19条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
 - ・株式会社の支配に関する基本方針
 - ・剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ・連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(連結計算書類の連結注記表)
 - ・計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記(個別注記表)
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

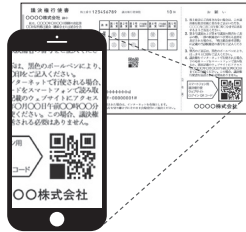
2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンを使用してQRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

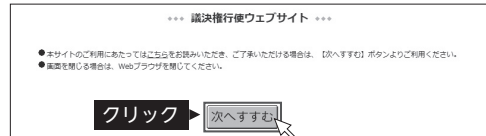


同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権をご行使いただけます。

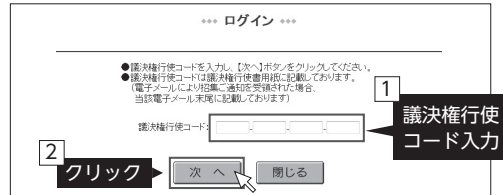
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

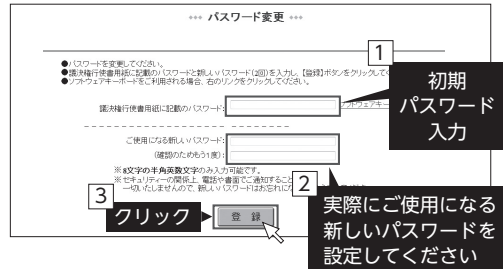
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 2 ログイン



- 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績および今後の設備投資等を勘案した利益配分を行いたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき15.5円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10.5円 総額 92,791,417円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。当社は、2018年11月より独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、本議案につき答申を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------|---|-------------|
| 1 | 八重島 真人 (1967年3月8日生) | 1989年4月 当社入社 2012年4月 当社特販営業部長 2015年4月 当社営業副本部長 2015年6月 当社執行役員営業副本部長 2019年4月 当社執行役員管理副本部長 2019年6月 当社取締役管理副本部長 2024年4月 当社取締役社長補佐 2024年6月 当社代表取締役社長（現任） | 72,853株 |
| 2 | 滝澤 靖久 (1970年12月30日生) | 1993年4月 当社入社 2015年4月 当社営業開発部長 2019年4月 当社営業本部長補佐 西日本営業統括 兼近畿ブロック長兼大阪支店長 2021年4月 当社執行役員営業副本部長 2024年4月 当社執行役員営業本部長 2024年6月 当社取締役営業本部長（現任） (重要な兼職の状況) トソーサービス株式会社 代表取締役会長 | 11,076株 |
| 3 | 森木 圭子 (1970年2月20日生) | 1992年4月 当社入社 2020年6月 当社経理部長 2021年4月 当社執行役員経理部長 2022年4月 当社執行役員管理副本部長兼経理部長 2024年4月 当社執行役員管理副本部長 2024年6月 当社取締役管理副本部長（現任） (重要な兼職の状況) 東装窓飾（上海）有限公司董事長 | 29,576株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---|------------------------------------|--|-------------|
| 1 | さいとうひろかず 齋藤博一 (1968年12月11日生) | 1992年4月 当社入社 2016年4月 当社九州ブロック長 2019年4月 当社監査室長 2024年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 東装窓飾（上海）有限公司監査役 | 11,000株 |
| 2 | えすみひでき 江角英樹 (1969年12月9日生) | 1995年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入社 1998年8月 公認会計士登録 2005年8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 退職 2005年9月 (株) コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング入社 2005年9月 同社執行役員（現任） 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） | — 株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 江角英樹氏は、公認会計士としての財務および会計に関する専門的な知見を有し、当社取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っており、引き続き、実務的かつ合理的な助言・提言をいただけると判断したためであります。 同氏には、公認会計士としての高い見識に基づき、客観的な立場から当社経営の監督を担うことを期待するものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|--|-----------------------------------|--|-------------|
| 3 | おざき たかし 尾 崎 毅 (1962年5月29日生) | 1995年4月 弁護士登録 2004年10月 山田秀雄法律事務所入所 パートナー弁護士 2005年1月 山田・尾崎法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2013年4月 公益財団法人上廣倫理財団監事(現任) 2014年3月 (株)西武ライオンズ監査役(現任) 2022年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) | — 株 |
| <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>尾崎毅氏は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、引き続き、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化等、中長期的な企業価値向上に資する助言・提言をいただけると判断したためであります。</p> <p>同氏には、主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映していただき、当社経営の監督を担うことを期待するものであります。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 江角英樹氏および尾崎毅氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって江角英樹氏は10年、尾崎毅氏は4年となります。
3. 江角英樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、引続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 江角英樹氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的な知見を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 尾崎毅氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、引続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 尾崎毅氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
7. 当社は、江角英樹氏および尾崎毅氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

第2号議案および第3号議案を原案どおりご承認いただきました場合の取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

| 役職 | 氏名 | スキル | | | | |
|------------------|--------|------|------------|-------|-------|-------|
| | | 企業経営 | 営業・マーケティング | 製造・開発 | 財務・会計 | 人事・法務 |
| 代表取締役社長 | 八重島 真人 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 取締役 営業本部長 | 滝澤 靖久 | ● | ● | | | |
| 取締役 管理本部長 | 森木 圭子 | | | ● | ● | ● |
| 取締役 (監査等委員) | 齋藤 博一 | | ● | | | ● |
| 社外取締役 (監査等委員) | 江角 英樹 | | | | ● | ● |
| 社外取締役 (監査等委員) | 尾崎 毅 | | | | | ● |

※上記の一覧表は各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------|--|-------------|
| やま だ な み か 山田 奈美香 (1989年5月19日生) | 2018年12月 弁護士登録 2019年1月 宏和法律事務所入所 2019年5月 文部科学省コンプライアンスチーム支援メンバー (現任) 2019年6月 公益財団法人全日本柔道連盟 コンプライアンスホットライン窓口 (現任) 2020年6月 第一実業株式会社社外取締役 (現任) 2021年1月 山田・尾崎法律事務所入所 (現任) 2025年8月 文部科学省再就職コンプライアンスチーム アドバイザーメンバー (現任) | — 株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 山田奈美香氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 山田奈美香氏につきましては、長年の法律事務所勤務で培われた法律知識を、社外取締役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映していただき、当社経営の監督を担うことを期待するものであります。
 4. 山田奈美香氏が、社外取締役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定して届け出る予定です。
 5. 山田奈美香氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 6. 当社は、山田奈美香氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。山田奈美香氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 8. 山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、畠中奈美香であります。

以 上

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加などを背景に、緩やかな回復基調にて推移いたしました。しかしながら、米国の通商政策や中東情勢の緊迫化等の地政学リスク、原材料価格の高騰をはじめとする物価上昇や為替変動など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループ事業に関連の深い建設市場におきましても、新設住宅着工戸数は建築基準法・建築物省エネ法改正に伴う駆け込み需要の反動により、大幅に減少しました。非住宅向けの建築着工床面積全体は減少傾向にて推移したものの、当社への影響が大きい宿泊施設や飲食サービス業は前年を上回りました。

このような環境の下で、当社グループは「Vision2025」第3フェーズ（2024～2026年度）の2年目として、引き続き主力の住宅分野の深耕とあわせて、非住宅分野や海外販売、新規分野への営業活動を展開し、成長戦略を推進しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は23,253百万円（前期比2.0%増加）、営業利益は955百万円（前期比28.0%増加）、経常利益は983百万円（前期比27.1%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は671百万円（前期比34.2%増加）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

(室内装飾関連事業)

室内装飾関連事業においては、6・7月にウッドブラインドやカーテンレールの新製品、10月には住宅向け電動カーテンレール「レガートコモ」を発売し、住宅市場でのシェア拡大に努めました。また、非住宅分野の売上拡大に向けた間仕切り専用カーテンレール「フロウ」や、窓以外への領域拡大として着脱式の室内物干し「ランドリーバーLB-1」のラインナップにより、コアビジネス・成長戦略双方に寄与する新製品を発売しました。

また、新製品展示会「トソーLab.」を全国19都市で開催したほか、日本最大級の国際インテリア見本市「JAPANTEX2025」、国内有数の建築総合展「建築・建材展2026」等の展示会へ出展し、製品の拡販を行いました。

結果、新製品を発売したウッドブラインドやバーチカルブラインド、電動カーテンレール等の販売が好調に推移したこと等により、売上高は22,770百万円（前期比2.1%増加）となりました。セグメント利益については、売上高の増加および昨年度より段階的に実施した価格改定の寄与により、938百万円（前期比31.2%増加）となりました。

(その他の事業)

その他の事業では、ステッキ等の福祉用品の販売活動を推進しました。既存取引先への販売が伸び悩んだものの、新規取引先の獲得等により、売上高は482百万円（前期比0.3%増加）となりました。セグメント利益については、為替影響および要員増による人件費の増加等により、17百万円（前期比45.9%減少）となりました。

企業集団における事業の種類別の売上高の概況は次のとおりであります。

| 事業の種類 | 売上高 | 構成比 | 前期比 |
|----------|-----------------------|-------|--------|
| 室内装飾関連事業 | 22,770 ^{百万円} | 97.9% | 102.1% |
| その他の事業 | 482 | 2.1 | 100.3 |
| 計 | 23,253 | 100.0 | 102.0 |

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、工場生産設備、管理業務設備等に総額668百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は雇用・所得環境の改善や各種政策等により景気は引き続き緩やかな回復基調にて推移すると見込まれるものの、米国の通商政策や不安定な国際情勢に伴う世界的な景気下振れや原材料・エネルギー価格の高騰、為替変動など、先行きは極めて不透明な状況が続くと想定されます。当社グループ事業に関連の深い建設市場におきましても、新設住宅着工戸数の減少に加え、人手不足や資材価格上昇等の影響により引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。

このような環境の中、当社グループは「Vision2025」の実現に向け、引き続き新製品開発力や市場への対応力の強化に取り組んでまいります。中長期の展望では、住宅分野の深耕とあわせて需要の拡大が見込まれる宿泊施設をはじめとした非住宅分野の取り込みを進め、アジアを中心とした海外販売の強化や当社グループの保有技術を活用した用途開発、ステッキ等福祉用品等の新規分野でのビジネス領域拡大に取り組み、持続的な企業成長を図ってまいります。また、原価低減、総費用低減の徹底を図り、高収益体質への転換と競争力強化に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 2022年度 第83期 | 2023年度 第84期 | 2024年度 第85期 | 2025年度 第86期(当連結会計年度) |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------|
| 売 上 高 | 21,304,747千円 | 21,605,568千円 | 22,789,773千円 | 23,253,616千円 |
| 営 業 利 益 | 726,351千円 | 483,243千円 | 746,750千円 | 955,507千円 |
| 経 常 利 益 | 752,617千円 | 534,913千円 | 773,913千円 | 983,432千円 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | 367,017千円 | 294,883千円 | 500,150千円 | 671,125千円 |
| 1株当たり当期 純 利 益 | 40円92銭 | 32円79銭 | 56円05銭 | 75円78銭 |
| 総 資 産 | 20,469,568千円 | 21,657,195千円 | 22,205,452千円 | 23,070,259千円 |
| 純 資 産 | 13,613,006千円 | 14,414,403千円 | 14,781,102千円 | 15,850,635千円 |
| 1株当たり 純 資 産 額 | 1,508円92銭 | 1,593円61銭 | 1,657円28銭 | 1,784円02銭 |

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 従来、ロイヤリティ収入は、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりましたが、第84期より、売上高に含めて表示する方法に変更しました。この表示方法の変更を反映させるため、第83期についても組替えを行っております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 2022年度 第83期 | 2023年度 第84期 | 2024年度 第85期 | 2025年度 第86期(当期) |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売 上 高 | 19,821,295千円 | 20,024,904千円 | 21,220,570千円 | 21,697,539千円 |
| 営 業 利 益 | 555,742千円 | 335,951千円 | 560,896千円 | 749,326千円 |
| 経 常 利 益 | 597,899千円 | 424,948千円 | 654,267千円 | 844,878千円 |
| 当 期 純 利 益 | 369,034千円 | 258,997千円 | 466,246千円 | 615,476千円 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 41円14銭 | 28円80銭 | 52円25銭 | 69円50銭 |
| 総 資 産 | 18,989,778千円 | 19,615,518千円 | 20,043,228千円 | 20,584,092千円 |
| 純 資 産 | 12,353,068千円 | 12,917,990千円 | 13,147,886千円 | 14,014,244千円 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 | 1,376円13銭 | 1,435円54銭 | 1,482円40銭 | 1,585円82銭 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 従来、ロイヤリティ収入は、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりましたが、第84期より、売上高に含めて表示する方法に変更しました。この表示方法の変更を反映させるため、第83期についても組替えを行っております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------|-----------|---------|--|
| サイレントグリス株式会社 | 70,000千円 | 90.00% | スイス・サイレントグリス社製品の輸入およびカーテンレール製品・ブラインド等製品の販売 |
| トーソーサービス株式会社 | 50,000千円 | 100.00% | 室内外装飾品、建築金物商品の販売・取付施工他 |
| P.T.トーソー・インダストリー・インドネシア | 2,800千米ドル | 97.14% | カーテンレール製品・ブラインド等製品、および付属部品の製造販売 |
| 東装窓飾（上海）有限公司 | 1,960千米ドル | 100.00% | カーテンレール製品・ブラインド等製品の製造販売 |
| フジホーム株式会社 | 35,000千円 | 100.00% | ステッキ等福祉用品の開発・販売 |

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、室内装飾関連製品の開発・製造・販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、事業展開をしております。

なお、当社はカーテンレール類、ブラインド類、間仕切類等を開発・製造・販売するとともに、建設業の許可（内装仕上工事業：国土交通大臣許可（般-3）第16989号）を受けて、取付施工を行っております。

当社グループの事業の種類別セグメントの内容は、以下のとおりであります。

| 事業の種類 | 事 業 の 内 容 |
|----------|--|
| 室内装飾関連事業 | カーテンレール、インテリアブラインド、ロールスクリーン、ローマンシェード、アコーデオン式間仕切等の室内装飾関連製品の開発製造販売 |
| その他の事業 | ステッキ等福祉用品の開発・販売 |

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------|---|
| 本 店 | 東京都中央区新川一丁目4番9号 |
| 支 店 | 札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、さいたま支店（埼玉県）、東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、名古屋支店（愛知県）、大阪支店（大阪府）、広島支店（広島県）、福岡支店（福岡県） |
| 営 業 所 | 盛岡営業所（岩手県）、新潟営業所（新潟県）、宇都宮営業所（栃木県）、長野営業所（長野県）、つくば営業所（茨城県）、千葉営業所（千葉県）、多摩営業所（東京都）、静岡営業所（静岡県）、金沢営業所（石川県）、京都営業所（京都府）、神戸営業所（兵庫県）、岡山営業所（岡山県）、高松営業所（香川県）、鹿児島営業所（鹿児島県） |
| 出 張 所 | 郡山出張所（福島県）、高崎出張所（群馬県）、浜松出張所（静岡県）、沖縄出張所（沖縄県） |
| 工 場 | つくば工場（茨城県）、水海道工場（茨城県）、兵庫工場（兵庫県） |
| 流通センター | 茨城県（1カ所）、兵庫県（1カ所） |
| 配送センター | 札幌配送センター（北海道）、福岡配送センター（福岡県） |

② 子会社

| 名 称 | 所 在 地 | |
|-------------------------|-------|------------------|
| サイレントグリス株式会社 | 本 社 | 東京都 |
| | 営業所 | 大阪府 |
| トーソーサービス株式会社 | 本 社 | 東京都 |
| | 営業所 | 東京都、神奈川県、大阪府、福岡県 |
| P.T.トーソー・インダストリー・インドネシア | 本 社 | インドネシア共和国 |
| 東装窓飾（上海）有限公司 | 本 社 | 中華人民共和国 |
| フジホーム株式会社 | 本 社 | 東京都 |

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数(名) | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-----------|--------------|
| 室内装飾関連事業 | 977 (176) | 4名増 (35名増) |
| その他の事業 | 13 (ー) | 2名増 (一名) |
| 合計 | 990 (176) | 6名増 (35名増) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員58名は含んでおりません。
2. 臨時従業員数は () 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数(名) | 前事業年度末比増減(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|----------|--------------|---------|-----------|
| 652 (83) | 28名増 (2名増) | 43.6 | 12.2 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員56名は含んでおりません。
2. 臨時従業員数は () 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|-------------|--------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,069,135 千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 503,135 |
| 株式会社常陽銀行 | 442,000 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 404,000 |
| 株式会社三井住友銀行 | 200,000 |
| 株式会社筑波銀行 | 50,000 |
| 日本生命保険相互会社 | 50,000 |

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,000,000株
(うち自己株式1,162,774株)

(3) 当事業年度末の株主数 11,696名

(4) 上位10名の株主

| 株 主 名 | 持 株 数 千株 | 持 株 比 率 % |
|-------------------------|-------------|--------------|
| ト ー ソ ー 取 引 先 持 株 会 | 431 | 4.88 |
| 十 和 運 送 株 式 会 社 | 414 | 4.69 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 408 | 4.61 |
| 株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行 | 338 | 3.82 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 288 | 3.26 |
| ト ー ソ ー 社 員 持 株 会 | 275 | 3.11 |
| 株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行 | 216 | 2.45 |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行 | 215 | 2.43 |
| 日 金 ス チ ー ル 株 式 会 社 | 201 | 2.28 |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 200 | 2.26 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,162,774株保有しておりますが、上記の記載からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（1,162,774株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| 役員区分 | 株式数 (株) | 交付対象者数 (名) |
|-----------------------------------|---------|------------|
| 取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。) | 15,297 | 3 |

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

・2025年8月21日の当社取締役会決議により取得した自己株式

取得した株式の種類および数 普通株式 50,000株

取得した期間 2025年8月22日から2025年11月12日まで

② 自己株式の処分

・2025年7月14日の当社取締役会決議により譲渡制限付株式報酬として処分した自己株式

処分した株式の種類および数 普通株式 17,908株

処分した日 2025年7月30日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------|--------------|---------------------|
| 八重島 真人 | 代表取締役社長 | |
| 滝澤 靖久 | 取締役（営業本部長） | トーソーサービス株式会社代表取締役会長 |
| 森木 圭子 | 取締役（管理本部長） | 東装窓飾（上海）有限公司董事長 |
| 齋藤 博一 | 取締役（常勤監査等委員） | 東装窓飾（上海）有限公司監査役 |
| 江角 英樹 | 社外取締役（監査等委員） | |
| 尾崎 毅 | 社外取締役（監査等委員） | |

- (注) 1. 社外取締役 江角英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外取締役 尾崎毅氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役 江角英樹氏および社外取締役 尾崎毅氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社グループのすべての取締役および監査役となります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に関する基本方針

a. 決定方針の決定方法

当社の取締役会は、社外委員2名、社内委員2名にて構成される報酬委員会に対して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の内容の決定に関する方針を決議しております。

b. 決定方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬（基本報酬）と、業績に応じて変動する賞与（短期業績連動報酬）、譲渡制限付株式付与のための報酬（中長期業績連動報酬）で構成されており、報酬総額は、2019年6月26日の第79回定時株主総会の決議により定められた年額150百万円の範囲内としております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は6名（うち監査等委員である取締役は3名）であります。

・ 固定報酬（基本報酬）

上記上限額内にて月例支給額を決定しております。なお、算定につきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の客観性かつ透明性を高めるため、社外委員2名、社内委員2名にて構成される報酬委員会を設置し、報酬方針、報酬水準および役位ごとの報酬テーブルにつき審議し答申に反映させております。

・ 賞与（短期業績連動報酬）

算定の基礎とする評価指標は、当社従業員の成果配分制度における評価指標と統一し、各年度の営業活動により獲得した個別営業利益から、内部留保等600百万円を控除した金額としております。なお、当事業年度を含む個別営業利益（選定した業績指標）の推移は1. (5)②当社の財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

計算方法は下記のとおりであり、総額50百万円を上限として算定いたします。

| | (評価指標) | (支給率) | (支給基準) |
|---------|-----------------|---------|--------|
| 代表取締役社長 | (個別営業利益－600百万円) | × 5.00% | × 51% |
| 取締役 | (個別営業利益－600百万円) | × 5.00% | × 49% |

・ 譲渡制限付株式（中長期業績連動報酬）

当社は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式割当株式数は取締役会にて決定しており、役位によって定められた報酬基礎額に応じて、発行または処分に係る取締役会の前営業日の終値にて割り当てた株式数を支給いたします。各事業年度において、割り当てる譲渡制限付株式の数は、2019年6月26日の第79回定時株主総会の決議により定められた上限5万株としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち監査等委員である取締役は3名）であります。

c. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査等委員である取締役の報酬の決定に関する基本方針

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとし、2016年6月28日開催の第76回定時株主総会で決議された年額40百万円の範囲内にて、監査等委員である取締役の協議により定めます。監査等委員の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち監査等委員である取締役は3名）であります。

③ 当事業年度に計上した報酬等の額および対象となる役員の数

| 役員区分 | 報酬の総額 (百万円) | 報酬の種別の総額 (百万円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-----------------------------------|----------------|----------------|---------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 譲渡制限付 株式報酬 | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。) | 66 | 51 | 8 | 7 | — | 3 |
| 取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。) | 12 | 12 | — | — | — | 1 |
| 社外取締役 | 9 | 9 | — | — | — | 2 |

(5) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係
該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------------|-------|---|
| 取締役 (監査等委員) | 江角 英樹 | 当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査等委員会16回中16回出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。当事業年度に開催された指名委員会(2回)・報酬委員会(1回)の委員長として出席し、独立した客観的・中立的な立場から取締役候補者の選定や役員報酬の決定において、有意義な意見を述べております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 尾崎 毅 | 当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査等委員会16回中16回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス向上のための発言を行っております。当事業年度に開催された指名委員会(2回)・報酬委員会(1回)に出席し、独立した客観的・中立的な立場から取締役候補者の選定や役員報酬の決定において、有意義な意見を述べております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬 | 33,000千円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査に対する報酬等の額と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて、前年度の報酬実績等との比較検討を行うなど必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるP.T.トソー・インダストリー・インドネシアおよび東装窓飾（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 16,858,337 | 流動負債 | 5,786,980 |
| 現金及び預金 | 4,422,486 | 支払手形及び買掛金 | 895,112 |
| 受取手形 | 85,417 | 電子記録債務 | 311,248 |
| 売掛金 | 3,844,085 | 短期借入金 | 2,718,270 |
| 電子記録債権 | 3,395,788 | リース債務 | 34,675 |
| 棚卸資産 | 4,321,175 | 未払金 | 618,513 |
| その他 | 791,804 | 未払費用 | 719,691 |
| 貸倒引当金 | △2,420 | 未払法人税等 | 222,587 |
| | | 未払消費税等 | 148,989 |
| | | その他 | 117,893 |
| 固定資産 | 6,211,921 | 固定負債 | 1,432,643 |
| 有形固定資産 | 3,044,363 | 長期リース債務 | 57,572 |
| 建物及び構築物 | 803,187 | 繰延税金負債 | 440,306 |
| 機械装置及び運搬具 | 599,256 | 製品補償引当金 | 140,000 |
| 工具器具及び備品 | 282,647 | 退職給付に係る負債 | 424,981 |
| 土地 | 1,217,906 | 資産除去債務 | 135,138 |
| 使用权資産 | 78,460 | その他 | 234,645 |
| 建設仮勘定 | 62,906 | | |
| 無形固定資産 | 254,342 | 負債合計 | 7,219,623 |
| 投資その他の資産 | 2,913,215 | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 1,311,830 | 株主資本 | 13,974,941 |
| 長期貸付金 | 20,153 | 資本金 | 1,170,000 |
| 退職給付に係る資産 | 1,102,717 | 資本剰余金 | 1,353,920 |
| 繰延税金資産 | 121,736 | 利益剰余金 | 12,001,459 |
| その他 | 356,776 | 自己株式 | △550,437 |
| | | その他の包括利益累計額 | 1,790,870 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 786,301 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 339,068 |
| | | 為替換算調整勘定 | 491,701 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 173,799 |
| | | 非支配株主持分 | 84,822 |
| 資産合計 | 23,070,259 | 純資産合計 | 15,850,635 |
| | | 負債及び純資産合計 | 23,070,259 |

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-----------------|----------|------------|
| 売上高 | | 23,253,616 |
| 売上原価 | | 13,659,213 |
| 売上総利益 | | 9,594,403 |
| 販売費及び一般管理費 | | 8,638,895 |
| 営業利益 | | 955,507 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 17,385 | |
| 受取配当金 | 37,495 | |
| スクラップ売却益 | 13,935 | |
| その他 | 4,838 | 73,654 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 35,220 | |
| 為替差損 | 4,543 | |
| その他 | 5,965 | 45,730 |
| 経常利益 | | 983,432 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1,777 | |
| 投資有価証券売却益 | 15,581 | |
| 損害賠償金収入 | 12,576 | 29,935 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 776 | |
| 固定資産除却損 | 384 | |
| 減損損失 | 7,344 | |
| 製品補償損失 | 140,000 | 148,505 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 864,862 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 335,879 | |
| 法人税等調整額 | △148,615 | 187,263 |
| 当期純利益 | | 677,598 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 6,472 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 671,125 |

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|----------|------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2025年4月1日残高 | 1,170,000 | 1,352,730 | 11,432,261 | △530,953 | 13,424,039 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △101,928 | | △101,928 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 671,125 | | 671,125 |
| 自己株式の取得 | | | | △27,894 | △27,894 |
| 自己株式の処分 | | 1,189 | | 8,409 | 9,598 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | 1,189 | 569,197 | △19,484 | 550,902 |
| 2026年3月31日残高 | 1,170,000 | 1,353,920 | 12,001,459 | △550,437 | 13,974,941 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|---------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 2025年4月1日残高 | 554,075 | 200,189 | 499,483 | 21,187 | 1,274,935 | 82,127 | 14,781,102 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △101,928 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 671,125 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △27,894 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 9,598 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 232,225 | 138,878 | △7,781 | 152,611 | 515,934 | 2,695 | 518,630 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 232,225 | 138,878 | △7,781 | 152,611 | 515,934 | 2,695 | 1,069,532 |
| 2026年3月31日残高 | 786,301 | 339,068 | 491,701 | 173,799 | 1,790,870 | 84,822 | 15,850,635 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

トソー株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京 オ フ ィ ス

指定有限責任社員 公認会計士 二 〇 嘉 保
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 圭
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トソー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 14,360,449 | 流動負債 | 5,842,269 |
| 現金及び預金 | 2,825,302 | 電子記録債権 | 353,137 |
| 受取手形 | 85,057 | 買掛金 | 951,101 |
| 電子記録債権 | 3,205,781 | 短期借入金 | 2,640,000 |
| 売掛金 | 3,795,038 | 関係会社短期借入金 | 290,000 |
| 製品 | 1,419,405 | 未払金 | 567,775 |
| 仕掛品 | 184,860 | 未払費用 | 664,163 |
| 材料及び貯蔵品 | 2,077,344 | 未払法人税等 | 180,264 |
| 前払費用 | 128,833 | 未払消費税等 | 129,517 |
| デリバティブ債権 | 494,989 | その他 | 66,310 |
| その他の | 144,850 | 固定負債 | 727,578 |
| 貸倒引当金 | △1,014 | 資産除去債権 | 135,138 |
| 固定資産 | 6,223,642 | 製品補償引当金 | 140,000 |
| 有形固定資産 | 2,737,301 | 繰延税金負債 | 217,604 |
| 建物 | 691,577 | その他の | 234,835 |
| 構築物 | 43,116 | 負債合計 | 6,569,848 |
| 機械及び装置 | 471,776 | (純資産の部) | |
| 車両及び運搬具 | 29,357 | 株主資本 | 12,888,875 |
| 工具器具及び備品 | 232,893 | 資本金 | 1,170,000 |
| 土地 | 1,217,906 | 資本剰余金 | 1,353,920 |
| 建設仮勘定 | 50,674 | 資本準備金 | 1,344,858 |
| 無形固定資産 | 252,279 | その他資本剰余金 | 9,061 |
| ソフトウェア | 194,848 | 利益剰余金 | 10,915,392 |
| ソフトウェア仮勘定 | 29,264 | 利益準備金 | 292,500 |
| その他 | 28,166 | その他利益剰余金 | 10,622,892 |
| 投資その他の資産 | 3,234,061 | 買換資産圧縮積立金 | 25,804 |
| 投資有価証券 | 1,311,830 | 固定資産圧縮積立金 | 68,954 |
| 関係会社株式 | 693,449 | 別途積立金 | 4,500,000 |
| 関係会社出資金 | 112,327 | 繰越利益剰余金 | 6,028,133 |
| 前払年金費用 | 852,406 | 自己株式 | △550,437 |
| 差入保証金 | 244,293 | 評価・換算差額等 | 1,125,369 |
| その他の | 19,755 | その他有価証券評価差額金 | 786,301 |
| 資産合計 | 20,584,092 | 繰延ヘッジ損益 | 339,068 |
| | | 純資産合計 | 14,014,244 |
| | | 負債及び純資産合計 | 20,584,092 |

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|----------|------------|
| 売上高 | | 21,697,539 |
| 売上原価 | | 13,283,057 |
| 売上総利益 | | 8,414,481 |
| 販売費及び一般管理費 | | 7,665,155 |
| 営業利益 | | 749,326 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 112,686 | |
| 為替差益 | 1,816 | |
| その他の | 15,091 | 129,594 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 29,378 | |
| その他の | 4,664 | 34,043 |
| 経常利益 | | 844,878 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1 | |
| 投資有価証券売却益 | 15,581 | |
| 損害賠償金収入 | 12,576 | 28,159 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 300 | |
| 製品補償損失 | 140,000 | 140,300 |
| 税引前当期純利益 | | 732,736 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 265,320 | |
| 法人税等調整額 | △148,060 | 117,259 |
| 当期純利益 | | 615,476 |

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------------|----------|----------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰 余 金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金(注) | | |
| 2025年4月1日残高 | 1,170,000 | 1,344,858 | 7,872 | 292,500 | 10,109,344 | △530,953 | 12,393,622 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △101,928 | | △101,928 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 615,476 | | 615,476 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △27,894 | △27,894 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 1,189 | | | 8,409 | 9,598 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 1,189 | - | 513,548 | △19,484 | 495,252 |
| 2026年3月31日残高 | 1,170,000 | 1,344,858 | 9,061 | 292,500 | 10,622,892 | △550,437 | 12,888,875 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------|---------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 2025年4月1日残高 | 554,075 | 200,189 | 754,264 | 13,147,886 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △101,928 |
| 当 期 純 利 益 | | | | 615,476 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △27,894 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | 9,598 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | 232,225 | 138,878 | 371,104 | 371,104 |
| 事業年度中の変動額合計 | 232,225 | 138,878 | 371,104 | 866,357 |
| 2026年3月31日残高 | 786,301 | 339,068 | 1,125,369 | 14,014,244 |

(注) その他利益剰余金の内訳

| | 買換資産 圧縮積立金 | 固定資産 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 合計 |
|------------------|---------------|---------------|-----------|-------------|------------|
| 2025年4月1日残高 | 27,857 | 69,168 | 4,500,000 | 5,512,318 | 10,109,344 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △101,928 | △101,928 |
| 当期純利益 | | | | 615,476 | 615,476 |
| 買換資産圧縮 積立金の取崩 | △2,052 | | | 2,052 | - |
| 固定資産圧縮 積立金の取崩 | | △214 | | 214 | - |
| 事業年度中の変動額合計 | △2,052 | △214 | - | 515,815 | 513,548 |
| 2026年3月31日残高 | 25,804 | 68,954 | 4,500,000 | 6,028,133 | 10,622,892 |

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

トーソー株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京 オ フ ィ ス

指定有限責任社員 公認会計士 二 口 嘉 保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 圭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーソー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と対面形式のほか、オンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、監査等委員会で確認の上、審議、検討いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、アーク有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

| | |
|---------|--------|
| トソー株式会社 | 監査等委員会 |
| 監査等委員 | 齋藤博一 ㊟ |
| 監査等委員 | 江角英樹 ㊟ |
| 監査等委員 | 尾崎毅 ㊟ |

(注) 監査等委員江角英樹及び尾崎毅は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第86回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 9階 会議室

※昨年と開催場所が異なります。ご来場の際には
ご注意ください。



東京メトロ東西線・日比谷線 茅場町駅 (8番出口直結)

東京メトロ銀座線 日本橋駅 (B10出口より徒歩6分)

都営地下鉄浅草線 日本橋駅 (D2出口より徒歩4分)

※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置の開始日 2026年6月3日

第86回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

株式会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記

(連結計算書類の連結注記表)

計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記

(個別注記表)

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

トソー株式会社

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議しております。

- ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社グループは、法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、「企業倫理綱領」を中心とした関連規程や細則・マニュアルを整備するとともに、これらを取り纏めた「トソーグループ社員の行動基準とリスク管理関連規程集」を全従業員に配布し、その周知と運用の徹底を図る。
 - b. 当社は、グループ会社を含めたコンプライアンスに関する統括および内部統制システムの構築と維持、改善を行うことを主眼とした内部統制委員会を設置し、定期的な法令等遵守状況のチェックや各部門の法令等遵守体制の徹底を行うことにより、企業集団における業務の適正性の確保に努める。
 - c. 当社グループは、「企業倫理綱領」に反社会的勢力との絶縁に関する行動基準を定めるとともに、「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。
 - d. 当社は、社内および社外に窓口を設けた内部通報制度を整備し、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、これを理由に通報者が不当に扱われない旨を「内部通報取扱規程」に定める。
 - e. 監査室は、当社グループの法令等遵守体制および内部統制の有効性や効率性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長や取締役会、監査等委員会、内部統制委員会などへ適宜報告するとともに、被監査部門および統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
- ② 当社グループの取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. 当社グループは、職務執行に係る重要文書およびその他の情報について「文書管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、保存・管理を行い、必要に応じてこれらの文書や情報を閲覧できる体制を整備する。

- b. 当社は、「子会社の役割及び管理に関する規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、当社が設定した管理主管者が、グループ各社の非常勤取締役等を務め取締役会に出席するとともに、定期的に開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて、グループ各社の業績内容やその他重要な事項について報告を受ける。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループは、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制を整備する。
- b. 当社は、内部統制委員会を中心に当社グループのリスク管理体制の構築と維持、改善に努めるとともに、緊急事態が生じた場合には「危機管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき損害の拡大防止を図る。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社グループは、重要な業務執行に関する意思決定機関および取締役の業務執行に関する監督機関としての取締役会を、原則月1回開催するほか、必要に応じて開催することで機動的・効率的な経営判断を行うとともに、施策および効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- b. 当社は、経営全般に関する方針等の立案設定、ならびに取締役会決議事項の事前検討等を行うことを目的として、各本部長を含む経営幹部が出席する経営戦略会議を原則月1回開催し、効率的な業務運営を行う。
- ⑤ 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき使用人の指名と補助すべき期間を指定することができる。
- b. 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
- ⑥ 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと

を確保するための体制

- a. 当社グループの取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において当社グループの業務執行または業績に関わる重要な事項について監査等委員に報告する。
- b. 当社グループの取締役および使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他コンプライアンスに関する事項を知った場合は、その内容を速やかに監査等委員会に報告する。
- c. 当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会または監査等委員に直接報告を行うことができるものとし、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- a. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査室および会計監査人との定期的な意見交換を行う。
- b. 当社は、監査等委員が取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料を閲覧できる体制を整備する。
- c. 当社は、監査等委員が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を定期的開催し、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めました。また、代表取締役社長直轄の監査室が、社長の承認を得た監査計画に基づき、内部統制システムの整備と運用状況につき、当社および子会社を対象とした監査を実施しました。

② コンプライアンスに関する取り組み

内部統制委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する統括組織として「企業倫理綱領」を基礎としたコンプライアンス体制の確認、改善に取り組みました。また、半期ごとにコンプライアンス状況の点検を実施し、各部署に対してコンプライアンスの認識と徹底を図るとともに、法令違反行為等の早期発見および是正を目的に、当社監査室および顧問弁護士を窓口とした内部通報制度を運用しております。

③ リスク管理に関する取り組み

代表取締役社長により取締役の中から選任されたリスク管理統括責任者を中心として、「危機管理規程」をはじめとしたリスク管理に関わる諸規程に基づく運営を行いました。また、当社および子会社のすべての従業員に対して、これらの諸規程を集約した「トールグループ社員の行動基準とリスク管理関連規程集」を配布し、リスク管理体制や危機発生時の対応について徹底を図っております。

④ 子会社管理に関する取り組み

当社グループ子会社の管理体制は「子会社の役割及び管理に関する規程」に定め、経営上の重要事項の決定については「子会社の役割及び管理に関する職務権限基準表」に基づき、当社取締役会で決議を実施しております。

また、代表取締役社長と担当取締役および関連部門の部門長は、四半期ごとに子会社取締役等から業績および見通し、課題について報告を受け、必要な対応を行っております。

⑤ 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令または定款に定められた事項や当社および子会社に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受けました。なお、監査等委員はこれらを監査・監督いたしました。また、業務執行に関する重要事項については、取締役会開催前に部門長も含めた経営戦略会議で十分な議論を尽くすことで、取締役の職務執行の適正性、効率性を図りました。

⑥ 監査等委員の職務執行

監査等委員会を16回開催するとともに、取締役会および重要会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の遂行に関する事項の報告を受け意見を表明するなど、取締役会の監督機能強化と実効性向上を図りました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、その職務の執行状況について定期的に報告を受け、意見交換を行い情報の共有化を図り、監査の実効性を確保しております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。なお、2024年5月21日の当社取締役会において、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議しており、2024年6月26日開催の当社定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）導入の件」として提案した第5号議案が承認可決され、株主の皆様のご承認をいただいております。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主共同の利益にどのような影響を及ぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉または協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値・株主共同の利益向上に向けた取組み

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、以下の経営理念のもと、経営の中長期的な重要課題を、「室内装飾関連事業を中心に安定した収益基盤を構築する」、「顧客に利益をもたらす製品およびサービスの開発、提案を行う」、「管理機能の標準化、効率化を図り、生産性向上に

努める]としております。

1. TOSOは住生活を快適にする会社です

私達は高い技術力に裏付けられた高品質の商品の提供を通じて、世界の人々の住生活環境向上に寄与します。

2. TOSOは新しい価値提案をする会社です

私達は「市場の変化を先取りした製品とサービスの提供」と「提案活動」を通じて、お客様との共存共栄を図りながら、社会の発展に貢献します。

3. TOSOは環境を大切にせる会社です

私達は地球環境保全の視点に立った事業活動を行います。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、株主資本の効率的活用を目的に自己資本当期純利益率（ROE）を最も重要な経営指標としております。2016年度よりスタートした経営ビジョン「Vision2025」では、高収益体質への転換および成長戦略の推進を図り、最終年度の連結目標数値として、売上高240億円、自己資本当期純利益率（ROE）6%以上を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は雇用・所得環境の改善や各種政策等により景気は引き続き緩やかな回復基調にて推移すると見込まれるものの、原材料・エネルギー価格の上昇や為替動向に加え、米国の通商政策による影響など、先行きは不透明な状況が続くと想定されます。当社グループ事業に関連の深い建設市場においては、新設住宅着工戸数の減少が続くとともに、非住宅市場でも特需による一時的な増加が見込まれるものの、人手不足や資材価格上昇等の影響により引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。

このような環境の中、当社グループは「Vision2025」の実現に向け、引き続き新製品開発力や市場への対応力の強化に取り組んでまいります。中長期の展望では、住宅分野の深耕とあわせて需要の拡大が見込まれる宿泊施設をはじめとした非住宅分野の取り組みを進め、アジアを中心とした海外販売の強化や当社グループの保有技術を活用した用途開発、ステッキ等福祉用品等の新規分野でのビジネス領域拡大に取り組み、持続的な企業成長を図ってまいります。また、原価低減、総費用低減の徹底を図り、高収益体質への転換と競争力強化に取り組んでまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、株主、顧客をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応えるため、持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針・目的としております。その実現に向け、経営の意思決定と執行における透明性、迅速性、効率性および公平性の確保、コンプライアンスの徹底、強化を図り、公正な経営システムの構築とその適切な運用に努めております。

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。また、法定の機関として、株主総会、取締役および取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置し、その補助する機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

取締役会は、取締役3名（監査等委員である取締役を除く。）と、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役）で構成され、業務執行の意思決定および監督を行う機関として、原則月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

定例取締役会は、月次のグループ業績報告をはじめ、当社グループの経営に関する基本方針、中期経営計画、法令、定款等の決議を行い、代表取締役の選解任、取締役の職務執行を監督しております。

Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的および概要

当社取締役会は大規模買付行為等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資すると考え、以下の内容の大規模買付行為等がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって大規模買付行為等がなされた場合の対抗措置を含めた買収への対応方針として、本プランを導入することを決定いたしました。

当社の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付け等を行おうとする場合、大規模買付者は実行に先立ち、当社取締役会に対して、所定の事項を記載した意向表明書および株主の皆様のご判断、当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を提出していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実等については適切に公表いたします。

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断および対応の客観性・合理性を担保するための機関として独立委員会を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしていま

す。独立委員会は、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者から構成されるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために株主総会を開催すべきと判断したとき等には、当社取締役会は株主総会を招集します。これらの場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案、その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てとします。

なお、本プランの有効期間は、2027年3月31日に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

2. 本プランの合理性を高める仕組み

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記Ⅰ.「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要」に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」および東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記a.「本プランの目的および概要」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランの対抗措置は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

本プランの必要性および相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されています。

(5) デッドハンド型およびスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年です。監査等委員である取締役についても期差任期制を採用しておらず、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績および今後の設備投資計画等を勘案した利益配分を行いたいと考えております。

なお、「株価や資本コストを意識した経営」の一環として「Vision2025」第3フェーズの期間中は、配当性向20%を目安に、年間配当金10円/株を下限とした配当を行ってまいります。

また、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、配当の実施につきましては、中間配当および期末配当の2回とした上で、期末配当は株主の皆様のご意向を伺う機会を確保するため、定時株主総会の決議事項としております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……………5社

会社名……………サイレントグリス株式会社、トーソーサービス株式会社、P.T.トーソー・インダストリー・インドネシア、東装窓飾（上海）有限公司、フジホーム株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、P.T.トーソー・インダストリー・インドネシアおよび東装窓飾（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、上記以外の連結子会社の決算日は、連結計算書類作成会社と同一であります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………原則として時価法

③棚卸資産

(イ)商品、製品、仕掛品

・当社および連結子会社……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ロ)原材料

・当社および連結子会社……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ハ)貯蔵品……………主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 3年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2年～12年 |
| 工具器具及び備品 | 2年～20年 |

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額（取得価額の5%）まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

在外連結子会社は、所在地国の会計基準に従い、建物については見積耐用年数に基づく定額法、その他の有形固定資産（リース資産を含む）については主として見積耐用年数に基づく定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 20年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～10年 |
| 工具器具及び備品 | 4年～8年 |

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社の一部は、貸倒見積額を計上することとしております。

②製品補償引当金

今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算出した金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段：為替予約
ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金

(ハ)ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。

従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①室内装飾関連

室内装飾関連事業においては、主にカーテンレール、インテリアブラインド等の製造および販売を行っております。このような商品および製品の販売については、顧客に商品および製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②その他

その他においては、主にステッキ等の仕入および販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

棚卸資産 4,321,175千円

棚卸資産は、主に収益性の低下による簿価切り下げの方法により評価しております。当該評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによる影響を受ける場合があり、急激に収益性が悪化する場合、棚卸資産の評価減の金額が増加し、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

| | |
|--|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 13,020,056千円 |
| 2. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額 建物及び構築物 | 13,762千円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当連結会計年度期首 株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 普通株式 | 10,000 | — | — | 10,000 |
| 自己株式 普通株式 | 1,130 | 50 | 17 | 1,162 |

(注) 1. 自己株式の数の増加50千株は、取締役会決議に基づく自己株式の市場買付取引であります。

(注) 2. 自己株式の数の減少17千株は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 2025年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 57,651千円 | 6.5円 | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |
| 2025年11月17日 取締役会 | 普通株式 | 44,277千円 | 5.0円 | 2025年9月30日 | 2025年12月8日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------|------------|--------------|------------|------------|
| 2026年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 92,791千円 | 10.5円 | 2026年3月31日 | 2026年6月26日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針であります。デリバティブは、外貨建取引における為替変動のリスクを回避するため、また、借入金にかかる金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスクの管理体制

営業債権である受取手形、売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理実施細則」に基づき、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。またその一部には、外貨建仕入から発生したものが含まれており、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金による資金調達に関して、運転資金につきましては、返済期限が1年以内の短期借入金により、調達することを基本としております。また、生産設備等への設備投資資金につきましては、長期借入金およびファイナンス・リース取引により、調達することを基本としております。長期借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、契約時に支払額が確定しており、金利変動リスクはありません。

法人税、住民税（都道府県民税および市町村民税をいう。）および事業税の未払額である未払法人税等と未払消費税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

未払金につきましては、その多くが営業経費であり、5ヶ月以内に支払期限が到来するものであります。

デリバティブ取引につきましては、「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。また、借入金に係る金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません(注) 1.参照)。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------------|----------------|-----------|----|
| (1) 受取手形 | 85,417 | 85,417 | — |
| (2) 売掛金 | 3,844,085 | 3,844,085 | — |
| (3) 電子記録債権 | 3,395,788 | 3,395,788 | — |
| (4) 投資有価証券 その他有価証券 | 1,292,272 | 1,292,272 | — |
| 資産計 | 8,617,564 | 8,617,564 | — |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 895,112 | 895,112 | — |
| (2) 電子記録債務 | 311,248 | 311,248 | — |
| (3) 短期借入金 | 2,718,270 | 2,718,270 | — |
| (4) 未払金 | 618,513 | 618,513 | — |
| (5) 未払法人税等 | 222,587 | 222,587 | — |
| (6) 未払消費税等 | 148,989 | 148,989 | — |
| (7) 長期リース債務 | 92,247 | 92,247 | — |
| 負債計 | 5,006,967 | 5,006,967 | — |
| デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの | 494,989 | 494,989 | — |
| デリバティブ取引計 | 494,989 | 494,989 | — |

- (※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。
- (※2) (7)長期リース債務には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内支払予定のリース債務を含めております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額または、契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：千円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | うち1年超 | 時価(*) | 当該時価の算定方法 |
|------------|----------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------------------|
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引等 買建 米ドル | 買掛金 | 4,061,774 | 2,339,580 | 494,989 | 取引金融機関から提示された価格等によっている。 |

(*) 振当処理済みの為替予約等については、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記(1) 支払手形及び買掛金参照）。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 19,557 |

これらについては、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|----------|-----------|---------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 其他有価証券 | 1,292,272 | — | — | 1,292,272 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | — | 494,989 | — | 494,989 |
| 資産計 | 1,292,272 | 494,989 | — | 1,787,262 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|-----------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 受取手形 | — | 85,417 | — | 85,417 |
| 売掛金 | — | 3,844,085 | — | 3,844,085 |
| 電子記録債権 | — | 3,395,788 | — | 3,395,788 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | — | — | — | — |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | — | — | — | — |
| 資産計 | — | 7,325,292 | — | 7,325,292 |
| 支払手形及び買掛金 | — | 895,112 | — | 895,112 |
| 電子記録債務 | — | 311,248 | — | 311,248 |
| 短期借入金 | — | 2,718,270 | — | 2,718,270 |
| 未払金 | — | 618,513 | — | 618,513 |
| 未払法人税等 | — | 222,587 | — | 222,587 |
| 未払消費税等 | — | 148,989 | — | 148,989 |
| 長期リース債務 | — | 92,247 | — | 92,247 |
| 負債計 | — | 5,006,967 | — | 5,006,967 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約等の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

受取手形、電子記録債権および売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等ならびに未払消費税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | その他 | 合計 |
|-----------------|--------------|------------|---------|------------|
| | 室内装飾 関連事業 | 計 | | |
| 売上高 | | | | |
| 一時点で移転される財 | 22,770,628 | 22,770,628 | 482,987 | 23,253,616 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | — | — | — | — |
| 顧客との契約から生じる収益 | 22,770,628 | 22,770,628 | 482,987 | 23,253,616 |
| その他の収益 | — | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 22,770,628 | 22,770,628 | 482,987 | 23,253,616 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

①室内装飾関連

室内装飾関連においては、主にカーテンレール、インテリアブラインド等の製造および販売を行っております。このような商品および製品の販売については、取引数量を条件としたリポートを付して販売しているものがあり、変動対価が含まれております。

変動対価の見積額は、各契約に基づいて見積額を算定しております。なお、変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消されるため、解消されるまで時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

履行義務の充足時点については、商品および製品を顧客に引き渡した時点または、顧客が検収した時点としております。これは、顧客が資産の法的所有権を有し、物理的に占有し、当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力を獲得したと判断できるためであります。

室内装飾関連に関する取引の対価は、商品および製品の引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

室内装飾関連の販売契約において、民法上の瑕疵担保責任および製造物責任法に対応して付されておりますが、当該保証により要求される作業は、当社の責任による故障等の不具合に対する修理・交換等のみであり、商品および製品の提供とは別個ではないと判断しております。

②その他

その他においては、主にステッキ等の仕入および販売を行っております。このような商品の販売については、取引数量を条件としたリベートを付して販売しているものがあり、変動対価が含まれております。

変動対価の見積額は、各契約に基づいて見積額を算定しております。なお、変動対価の額は、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消されるため、解消されるまで時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

履行義務の充足時点については、商品を顧客に引き渡した時点としております。これは、顧客が資産の法的所有権を有し、物理的に占有し、当該資産の使用を指図し、当該資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力を獲得したと判断できるためであります。

ステッキ等に関する取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね1か月以内に受領しており当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

ステッキ等の販売契約において、民法上の瑕疵担保責任および製造物責任法に対応して付されておりますが、当該保証により要求される作業は、当社の責任による故障等の不具合に対する修理・交換等のみであり、商品の提供とは別個ではないと判断しております。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 7,882,385 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 7,325,292 |
| 契約負債（期首残高） | 20,656 |
| 契約負債（期末残高） | 6,060 |

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,784円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 75円78銭 |

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①関係会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………原則として時価法

(3) 棚卸資産

①製品、原材料、仕掛品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 2年～12年

工具器具及び備品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額(取得価額の5%)まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(4) 長期前払費用……………均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

(3) 製品補償引当金

今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算出した金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金

③ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。

従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理と異なっております。

(3) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主にカーテンレール、インテリアブラインド等の製造および販売を行っております。このような商品および製品の販売については、顧客に商品および製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものおよび計上した金額は、次のとおりです。

| | |
|----------|-------------|
| 製品 | 1,419,405千円 |
| 仕掛品 | 184,860千円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,077,344千円 |

製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、主に収益性の低下による簿価切り下げの方法により評価しております。当該評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによる影響を受ける場合があり、急激に収益性が悪化する場合、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の評価減の金額が増加し、翌事業年度の計算書類において、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権 | |
| 短期金銭債権 | 459,887千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債務 | |
| 短期金銭債務 | 554,498千円 |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,806,028千円 |
| 4. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額 | |
| 建物 | 13,762千円 |
| 5. 保証債務 | |
| 下記の関係会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。 | |
| P.T.トーソー・インダストリー・インドネシア | 78,270千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売上高 836,419千円

仕入高 2,575,145千円

販売費及び一般管理費 31,570千円

営業取引以外の取引による取引高の総額 85,540千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,130 | 50 | 17 | 1,162 |

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の市場買付取引による増加分です。

(注) 2. 自己株式の数の減少は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分17千株による減少分です。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|---------------|------------|
| 投資有価証券評価損 | 149,650千円 |
| 未払賞与 | 152,012千円 |
| 棚卸資産評価損 | 90,510千円 |
| 資産除去債務 | 42,568千円 |
| 関係会社株式・出資金評価損 | 38,915千円 |
| 減価償却費及び減損損失 | 32,785千円 |
| 未払社会保険料 | 23,276千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 9,181千円 |
| 繰延ヘッジ損益 | －千円 |
| 未払事業税 | 16,106千円 |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 319千円 |
| ソフトウェア償却超過額 | 3,460千円 |
| その他 | 74,634千円 |
| 小計 | 633,421千円 |
| 評価性引当額 | △193,801千円 |
| 繰延税金資産合計 | 439,620千円 |

繰延税金負債

| | |
|-----------------|------------|
| 前払年金費用 | 268,508千円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 155,921千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 188,582千円 |
| 固定資産圧縮積立額 | 31,708千円 |
| 買換資産圧縮積立額 | 11,866千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 637千円 |
| 繰延税金負債合計 | 657,225千円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △217,604千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 30.6% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.0% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △3.3% |
| 住民税均等割等 | 4.2% |
| 評価性引当額 | △10.0% |
| 賃上げ促進税制による税額控除 | △5.5% |
| その他 | △2.0% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 16.0% |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (千円) | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----|------------------------|------------|--------------------------|------------------|-------------------------------|---|-----------------------|--------------|---------------|------------------|
| 子会社 | サイレント グループ 株式会 社 | 東京都 新宿区 | 70,000 | 室内装 飾関連 事業 | (所有) 直接 90.00 | 子会社製品の生産 子会社製品の購入 当社製品の販売 資金の借入 | 資金の借入 | 100,000 | 関係会社 短期借入金 | 200,000 |
| | | | | | | | 支払利息 (注)2 | 748 | | |
| | トソーサ ーサービ ス株式会 社 | 東京都 中央区 | 50,000 | 室内装 飾関連 事業 | (所有) 直接 100.00 | 当社製品の販売 施工取付の委託 役員の兼任 資金の借入 設備の提供 | カーテンレール・ブラインド等の販売(注)1 | 702,228 | 売掛金 | 346,698 |
| | | | | | | | 資金の返済 | 90,000 | 関係会社 短期借入金 | 90,000 |
| | 支払利息 (注)2 | 486 | | | | | | | | |

(注)1. トソーサーサービス株式会社とのカーテンレール・ブラインド等の販売取引については、原則として市場価格、取引先の総原価および当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

2. 関係会社からの借入金に係る約定利率については、市場金利を勘案した上で合理的に決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,585円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 69円50銭 |